

様式 3

行政指導を行なう場合の方針・基準

行政指導の名称		施術所又は歯科技工所の届出に対する改善指導
行政指導の根拠となる法律・条例・要綱等名		あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年12月20日法律217号） 柔道整復師法（昭和45年4月14日法律19号） 歯科技工士法（昭和30年8月16日法律168号）
条 項		あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第9条の2 第9条の3 第9条の4 柔道整復師法 第19条 歯科技工士法第21条
所 管 課		保健衛生局保健所保健所管理課（電話：048-840-2207）
行政指導を行なう場合の方針・基準	基準 （未設定の場合は、その理由）	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律、柔道整復師法、歯科技師法に基づき、期限内に届出の提出がなされなかった場合、又は虚偽の届出がなされた場合は、口頭による指導又は文書による報告書を求める。
備 考		